

議案第 57 号

おいらせ町森林環境整備基金条例の制定について

おいらせ町森林環境整備基金条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、今年度から譲与される森林環境譲与税について、基金へ積立するため提案するものである。

おいらせ町森林環境整備基金条例

(設置)

第1条 おいらせ町における森林環境整備及びその促進に関する施策、木材利用の促進に要する経費の財源に充てることを目的として、おいらせ町森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は、森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 森林環境整備及びその促進に関する事業
- (2) 森林経営管理制度に関する事業
- (3) 木材利用の促進に関する事業

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。